

第1章 総則

第1節 計画の方針

≪危機管理室危機管理課≫

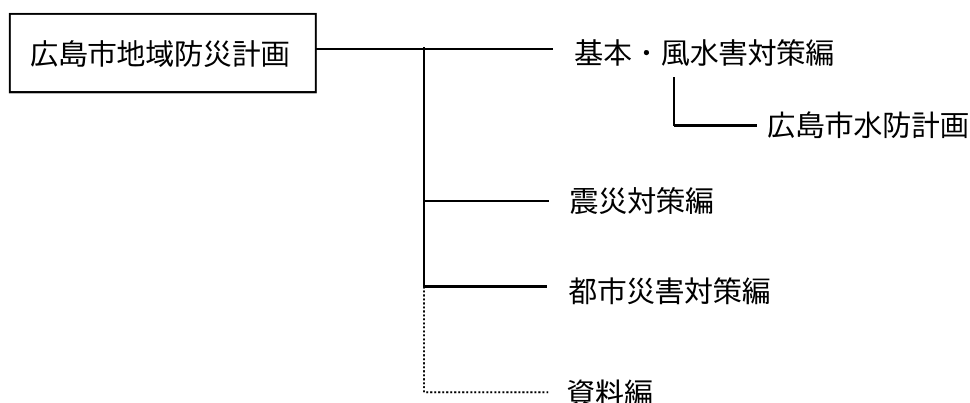
第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、広島市防災会議が作成するものであり、広島市の地域に係る防災に関し、本市並びに指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに市民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、市民の生命、尊厳及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の体系及び位置付け

広島市地域防災計画の体系は次のとおりであり、本編を基本・風水害対策編として位置付ける。

また、本市では、「持続可能な開発目標（SDGs）」を「第6次広島市基本計画」に掲げる施策の目標として位置付け、その着実な達成を目指すこととしている。本計画における施策の実施により、災害に強いまちづくりの推進を図り、SDGsの達成に貢献する。



【災害に強いまちづくりの推進により達成を目指すSDGs】



第3 計画の構成及び内容

この計画の構成及び内容は、次のとおりである。

- 1 総則
本市及び防災関係機関等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱及び想定する災害等について定める。
- 2 災害予防計画
災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、本市及び防災関係機関等がとるべき措置等について定める。
- 3 災害応急対策
災害発生直後から応急復旧の終了に至るまでの間において、主として本市災害対策

本部がとるべき措置等について定める。

4 災害復旧・復興計画

民生安定のための緊急措置、公共施設の災害復旧等に関して、本市が自ら又は防災関係機関等の協力を得て実施する措置等について定める。

5 公益事業等防災計画

災害対策基本法第6条の規定に基づき、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災に関する計画で、これら機関が本市と一体となって行うべき災害予防・災害応急対策・復旧対策について定める。

第4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第5 細部計画の策定

この計画に基づく諸活動の展開に必要な細部計画（地域防災計画に規定する対策を効果的に実施するための具体的な活動要領を記載したマニュアル等）については、本市各局等及び各区並びに防災関係機関等においてあらかじめ定めておくほか、関係機関等と連携して行う防災訓練等を通じて、必要に応じて適宜修正・見直しを行う。

第6 計画の習熟

本市各局等及び各区並びに防災関係機関等は、平素からこの計画及びこれに関する他の計画の習熟に努める。

第2節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則

第1 基本理念

本市は、災害対策基本法第2条の2の規定の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項を基本理念として災害対策を行う。

- 1 本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講じること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第2 基本原則

本市及び防災関係機関等は、前記の基本理念にのっとり、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等に当たるとともに、その実施に関しては、関係法令及びこの計画によるほか、次の一般原則に従うものとする。

- 1 本市は基礎的な地方公共団体として、市域内の災害に対して第一次的な責務を有するものであり、防災関係機関等の協力の下に、市民の郷土愛護、隣保協同の精神を基調として、本市の有するすべての機能を十分に発揮して、災害に対処する。
そのため、本計画において、防災関係機関や公共的団体等が災害時に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担等に関する基本的な方針を位置付けることなどにより、当該団体との連携強化を図る。
- 2 県は、本市及び指定地方行政機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、防災関係機関等に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。
- 3 指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定め、災害に対処するとともに、その所掌する事務については、本市等に対する指導・助言、その他適切な措置を行う。
- 4 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務について防災に関する計画を定め、災害に対処するとともに、その業務の公共性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- 5 市域内の公共的団体は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努めるとともに、次のとおり本市が実施する業務について本市の要請に基づき協力する。
 - (1) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、公衆衛生推進協議会等
被害調査その他の災害応急対策
 - (2) 地方独立行政法人広島市立病院機構、医師会及び医療施設、社会福祉施設等の管理者
医療救護、被災者の収容等の応急救助
 - (3) 青年団、女性会、社会福祉協議会等
炊出し、飲料水の供給、被服・寝具の給（貸）与その他応急救助
 - (4) (一財)広島市都市整備公社防災部、防火連絡協議会、危険物安全協会、少年消防クラブ等
防災思想の普及・啓発への協力
 - (5) 住民の隣保協同の精神に基づく町内会・自治会、自主防災組織等自治組織
住民の避難、警報の伝達、被災者の救護等の応急対策への協力
- 6 防災上重要な施設の管理者は、その管理する施設の災害に対して自己の責任において措置するものとし、その業務の公共性及び公益性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- 7 本市及び防災関係機関等は、要配慮者に対する配慮や男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。
- 8 本市及び防災関係機関等は、新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進に努める。
- 9 市民は、自ら災害教訓を伝承し、平常時から防災意識のかん養に努めるとともに、市民相互で避難情報などの連絡がとりあえる体制作りに取り組み、災害発生時には相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。
- 10 広島市防災会議は、本市、県、県警察、指定公共機関、指定地方公共機関、市域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の行う災害対策が、相互に一体的有機性をもって的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行う。
また、多様な意見やニーズを防災施策に反映させるため、委員の多様性に留意するとともに、男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

第3節 処理すべき事務又は業務の大綱

本市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

第1 本市

- 1 防災に関する組織の整備
- 2 防災に関する調査・研究
- 3 都市防災化事業の推進
- 4 防災に関する施設及び設備の整備・点検
- 5 防災に関する物資及び資材の備蓄・整備
- 6 防災知識の普及並びに防災教育及び訓練の実施
- 7 市域内の公共的団体及び自主防災組織の育成指導
- 8 消防・水防活動その他の応急措置
- 9 避難情報の発令、避難者の誘導並びに避難場所等の開設
- 10 被害状況の調査
- 11 災害情報の収集・伝達
- 12 被災者の救出・救助等の措置
- 13 災害時における保健衛生・文教対策等
- 14 災害時における交通・輸送対策等
- 15 災害時におけるボランティア活動の支援
- 16 災害に関する広報及び広聴の実施
- 17 震災時における被災建築物応急危険度判定
- 18 震災時及び豪雨時における被災宅地危険度判定
- 19 その他災害の発生を防ぎよ又は拡大の防止措置
- 20 災害復旧・復興
- 21 広島市防災会議に関する事務
- 22 広島地方気象台との協力による緊急地震速報利用の周知

第2 県

- 1 津波警報等の伝達
- 2 災害情報の収集及び伝達
- 3 被害調査
- 4 災害広報
- 5 被災者の救出、救助等の措置
- 6 被災施設の応急復旧
- 7 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- 8 被災児童、生徒等に対する応急教育
- 9 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- 10 災害時におけるボランティア活動の支援
- 11 被災建築物応急危険度判定
- 12 被災宅地危険度判定
- 13 広島地方気象台と協力した緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

第3 県警察

- 1 被害状況の調査その他関係情報の収集及び即報
- 2 通信の確保
- 3 被災者の救出・救助等の措置
- 4 避難路及び緊急交通路の確保並びに県内への車両流入の抑制
- 5 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- 6 死体の検視等及び身元確認
- 7 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難の指示及び誘導
- 8 不法事案の予防及び取締り

- 9 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- 10 被災者対策
- 11 迷い子等の保護並びに行方不明者の届出受理及び手配
- 12 広報活動
- 13 関係機関による応急対策に対する協力

第4 指定地方行政機関

中国四国管区警察局、中国四国防衛局、中国四国管区行政評価局、中国総合通信局、中国財務局、中国四国厚生局、広島労働局、中国四国農政局、近畿中国森林管理局、中国経済産業局、中国四国産業保安監督部、中国地方整備局、中国運輸局、中国地方測量部、広島地方气象台、第六管区海上保安本部、中国四国地方環境事務所

○ 各機関の業務に応じた防災上必要な活動

第5 自衛隊

- 1 人命及び財産の保護のため必要な救援活動の実施
- 2 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与又は譲与

第6 指定公共機関

独立行政法人国立病院機構、日本銀行広島支店、日本赤十字社広島県支部、日本放送協会広島放送局、西日本高速道路株式会社中国支社、西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店、西日本電信電話株式会社中国支店、日本郵便株式会社中国支社、日本通運株式会社広島支店、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ中国支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

○ 各機関の業務に応じた防災上必要な活動

第7 指定地方公共機関

広島ガス株式会社、広島電鉄株式会社、西鉄運輸株式会社、たをの海運株式会社、瀬戸内海汽船株式会社、株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、広島県厚生農業協同組合連合会、（一社）広島県医師会、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島、広島エフエム放送株式会社、双葉運輸株式会社、マツダロジスティクス株式会社

○ 各機関の業務に応じた防災上必要な活動

第8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

（一財）広島市都市整備公社防災部・農業協同組合・森林組合・漁業協同組合・商工会議所等の産業経済団体、（地独）広島市立病院機構・医師会・病院・社会福祉施設等の厚生・社会事業団体、危険物施設等防災上重要な施設の管理者等、自主防災組織及びその他公共的な活動を営む者等

○ 各団体等の業務に応じた防災上必要な活動及び本市の行う防災活動に対する協力

第4節 本市の概況

第1 自然的条件

1 位置

本市は、広島県の西部に位置し、広島湾に面している。

市の北端は山県郡北広島町に接する安佐北区安佐町鈴張北部であり、南端は広島湾内の似島南端であり、南北は約 35km である。

また、市の東端は安芸高田市に接する安佐北区白木町井原東部であり、西端は廿日市市吉和に接する佐伯区湯来町であり、東西は約 50km である。

広島市域図



2 地勢

市域内の平地の大部分は、太田川流域に形成された沖積平野からなる。可部から祇園付近までの平地は主に太田川氾濫原により形成されるが、三篠付近からは太田川三角州が開け、平和大通り付近から広島湾の範囲は干拓や埋立てによって人工的に陸化された地形であり、地盤が海水面より低い「ゼロメートル地帯」が存在する。また、これとは独立して、市東部の府中大川流域や瀬野川河口付近、西部の八幡川河口付近にも低地が開けており、現在では埋立て等に伴い連続性を有した平地となっている。

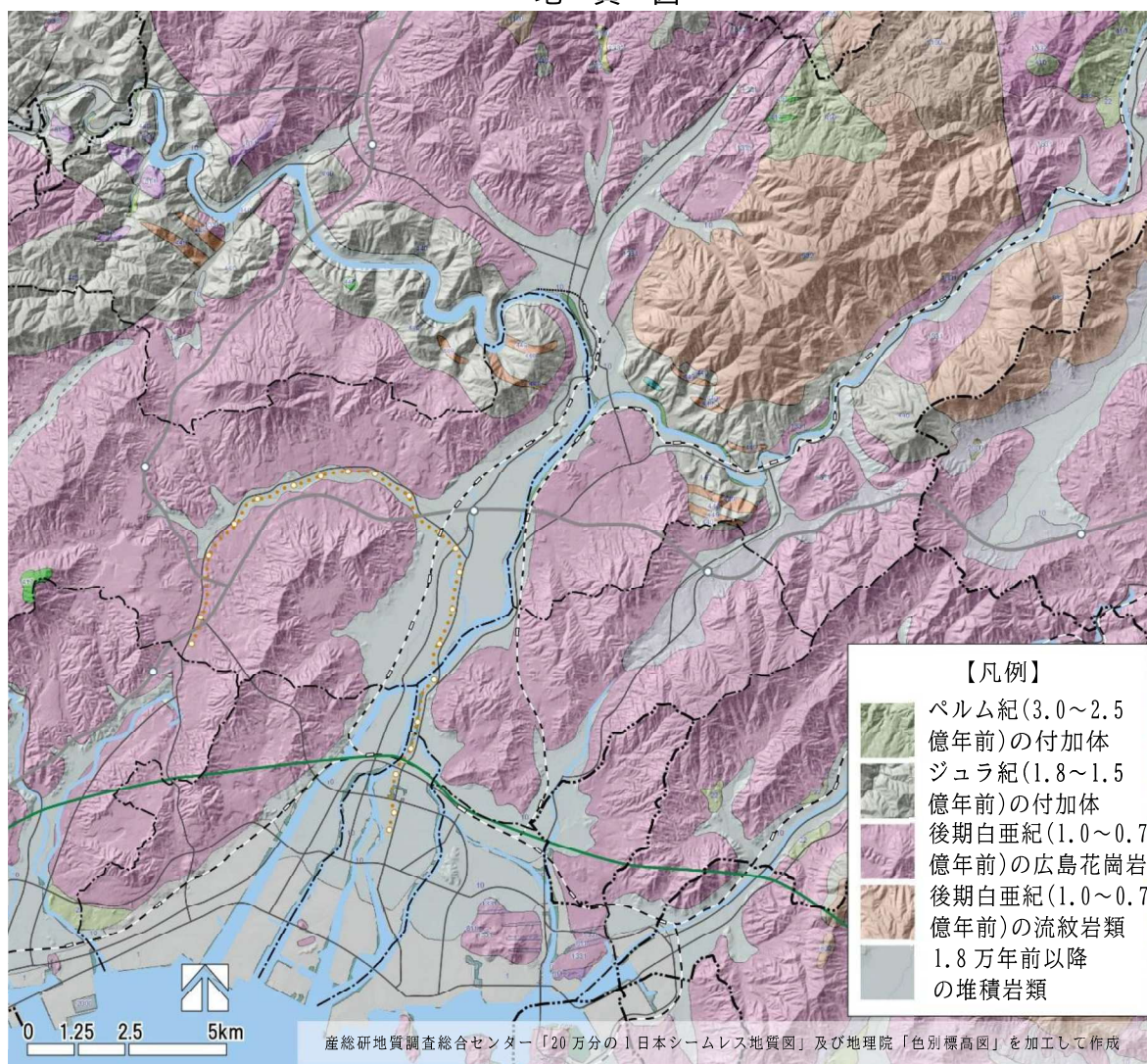
これらの平地を取り囲む形で広範囲に山地・丘陵地が広がり、北部、東部、西部には標高 600m 以上の山岳も多く存在する。

3 地質

市域内の地質は、古生層、中生代白亜紀の高田流紋岩類、広島花崗岩類、第四紀洪積層、沖積層からなっている。古生層は高陽町の木ノ宗山、鬼ヶ城山及び旧佐東町の阿武山から太田川沿いに北西方面、吉山川西の急峻な山地に分布し、各所で花崗岩に貫かれ、主として粘板岩よりなっている。高田流紋岩類は白木町白木山一帯に分布している。洪積層は低地の沖積層の基盤として埋積されており、主として砂礫よりなっている。沖積層は低地全般に分布し、砂層、シルト、粘土層、砂礫層からなっている。その他の大部分の地区は花崗岩類からなっている。

このように、旧市域の市街地の大半は軟弱な地層であり、構造物の建築に際しては、耐震に一段の考慮を必要とし、また、周辺部では花崗岩の風化層の崩壊によるがけ崩れや土砂流出等の災害のおそれがある。

地 質 図



4 気候

本市の気候は、温暖で降水量が少ない、いわゆる瀬戸内気候区に属している。これは冬の季節風は中国山地に、夏の季節風は四国山地にさえぎられているという地理的条件によるものである。

平年値（統計期間 1991～2020 年）の月平均気温は 1 月 5.4℃、8 月 28.5℃、年平均 16.5℃と比較的温暖であり、降水量は、南に豊後水道が開けている影響で夏は南寄りの風が多雨をもたらすことがあり、年平均 1,572.2 mm と瀬戸内気候区としてはやや多くなっている。

卓越風は年間を通じて太田川に沿って吹く北または北北東の風が圧倒的に多く、夏の南西からの海風がこれに次いでいる。風が強いのは冬の北西季節風、春先の低気圧に伴う突風及び 8・9 月に来襲する台風に伴う暴風である。特に被害を与えるような強い風はほとんど台風によるもので、その時の風向は南又は北が多くなっている。

5 災害環境

(1) 台風常襲地帯

本市は昭和 34 年に、台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和 33 年法律第 72 号）に基づく総理府告示により、台風常襲地帯として指定されている。

(2) 洪水浸水想定区域

本市域においては、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水浸水想定区域が指定されるとともに、浸水した場合に想定される水深その他国土交通省令で定める事項も公表されている。

指 定 河 川 名	作 成 主 体	指 定 年 月 日
太田川水系太田川	国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所	平成 29 年 4 月 19 日 令和 2 年 3 月 30 日区域変更
太田川水系根谷川		
太田川水系三篠川		
太田川水系天満川		
太田川水系旧太田川		
太田川水系元安川		
太田川水系古川	広島県西部建設事務所	平成 29 年 4 月 19 日
太田川水系安川		
太田川水系三篠川		
太田川水系鈴張川		
太田川水系南原川		平成 30 年 5 月 18 日
太田川水系水内川		平成 30 年 5 月 18 日 令和 4 年 1 月 13 日
太田川水系御幸川		令和 4 年 1 月 13 日
太田川水系三滝川		
太田川水系山本川		
太田川水系東山本川		
太田川水系新安川		
太田川水系二又川		
太田川水系中山川		
太田川水系戸坂川		
太田川水系矢口川		
太田川水系落合川		
太田川水系諸木川		
太田川水系奥畑川		
太田川水系前原川		
太田川水系大塚川		令和 6 年 6 月 10 日
太田川水系堂の迫川		令和 4 年 1 月 13 日
太田川水系奥迫川		
太田川水系小河原川		
太田川水系麻下川		
太田川水系湯坂川		
太田川水系河津川		
太田川水系関川		
太田川水系栄堂川		
太田川水系根谷川		令和 4 年 1 月 13 日 令和 4 年 6 月 9 日
太田川水系桐原川		令和 4 年 1 月 13 日
太田川水系山倉川		
太田川水系大毛寺川		
太田川水系行森川		
太田川水系吉山川		令和 6 年 6 月 10 日
太田川水系小河原川		
太田川水系高山川		令和 4 年 1 月 13 日
太田川水系伏谷川		
太田川水系打尾谷川		令和 4 年 6 月 9 日
太田川水系府中大川		
太田川水系京橋川		令和 4 年 9 月 5 日
太田川水系猿猴川		
八幡川水系八幡川		令和 3 年 3 月 29 日
八幡川水系石内川		令和 4 年 1 月 13 日
八幡川水系梶毛川		
八幡川水系木末川		
岡ノ下川水系岡ノ下川		令和 3 年 3 月 29 日
瀬野川水系瀬野川		令和 2 年 5 月 22 日
瀬野川水系畑賀川		令和 4 年 1 月 13 日
瀬野川水系熊野川		
矢野川水系矢野川		
尾崎川水系尾崎川		

(3) 土砂災害警戒区域

本市域においては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、地域住民の生命の安全を図るため、広島県知事により平成 15 年 3 月 31 日に全国で初めて土砂災害警戒区域が指定され、以降順次指定されている。

（資料編） 1－4－1 広島市の気温・降水量・風向・風速等

1－4－2 過去の災害状況

第2 都市的条件

1 人口

人口は、国勢調査（令和 2 年 10 月 1 日実施）によれば、全市では 1,200,754 人であり、行政区別の人口は、安佐南区の 247,020 人が最も多く、次いで西区、南区、中区、佐伯区、安佐北区、東区、安芸区の順となっている。

面積 1 km²あたりの人口密度は、全市では約 1,324 人であり、デルタ市街地（中区、東区、南区、西区）・周辺部（安佐南区、安佐北区、安芸区、佐伯区）別にみた場合、デルタ市街地では約 5,120 人、周辺部では約 763 人となっており、デルタ市街地は、周辺部に比べ約 6.7 倍の人口密度を示しており、更に昼間流入人口を考慮すれば、都市災害による人的被害の危険性が中央に集中している。

人口分布状況

区 分	人 口（人）	人口密度（人／km ² ）	面 積（km ² ）
総 数	1,200,754	1,324.3	906.69
中 区	142,699	9,314.6	15.32
東 区	119,353	3,027.7	39.42
南 区	145,805	5,510.4	26.46
西 区	190,232	5,342.1	35.61
安佐南区	247,020	2,110.7	117.03
安佐北区	138,979	393.3	353.33
安 芸 区	77,103	819.5	94.08
佐 伯 区	139,563	619.1	225.43

注）面積は国土交通省国土地理院「令和 4 年全国都道府県市区町村別面積調」による。

2 建築物等

(1) 建築物の推移

市域における建築物の推移を見ると、令和 6 年度末の総数は 44,573 棟で、前年度比 116 棟増加している。

(2) 用途別分布状況

市域における建築物の用途別分布状況をみると、住居系、商業系の建築物の半数が中心部に、工業系の建築物がそのフランチ部に集積しているが、近年各用途とも分散傾向にある。

(3) 中高層建築物（4 階建以上）

市域における中高層建築物（4 階建以上）は、令和 6 年度末日現在 15,665 棟で、これらの大半はデルタ市街地に集中している。

この建築物の中高層化とともに、あわせて進行している市街地の周密化・外延化は、火災や地震などに伴う災害への対応を一層困難なものとしている。

3 危険物施設、高圧ガス施設及び火薬類施設（以下本編において「危険物施設等」という。）

市域におけるそれぞれの施設数の推移を見ると、令和 6 年度の総数は、危険物施設 1,739 件、高圧ガス施設 2,057 件、火薬類施設 53 件で、危険物施設は平成 7 年度をピークに減少傾向にある。

- (資料編) 1－4－3 建築物の推移と分布状況
 1－4－4 中高層建築物の分布状況
 1－4－5 危険物施設の推移と分布状況

第5節 災害の想定

この計画において想定する災害は、本市の地理的条件及び都市構造の特性並びに過去において発生した災害の態様を勘案し、概ね次のとおりとする。

なお、台風や豪雨等による風水害に係る被害の予測を具体的な数値として算出することは現段階では困難であることから、今後の国等の調査研究を踏まえて対応することとする。

また、台風や豪雨等、地震は自然現象であり、想定を超える被害が発生する可能性がある。

第1 台風や豪雨等による風水害

- 1 高潮による浸水
- 2 洪水による浸水
- 3 低地帯等の内水氾濫による浸水
- 4 大雨による土石流・がけ崩れ等
- 5 強風・竜巻による家屋の倒壊等

第2 地震による災害

(別編「震災対策編」による。)

第3 大規模な事故等による災害

(別編「都市災害対策編」による。)